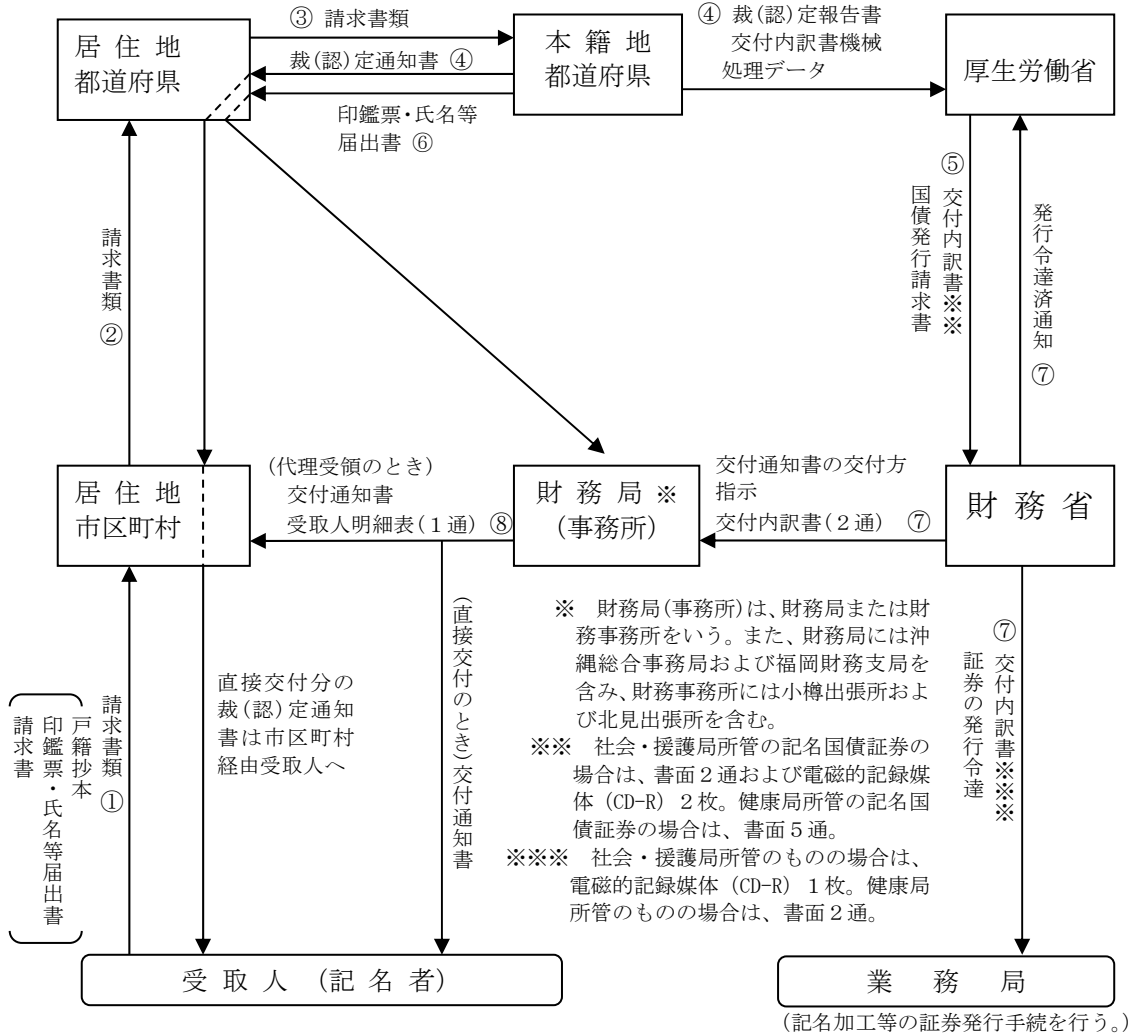


あらかし

1. 証券が発行されるまでの流れ

記名国債証券には、総務省所管のもの（引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券）と厚生労働省所管のもの（総務省所管以外のすべての記名国債証券）とがあるが、ここでは証券発行の大宗を占める厚生労働省所管のものについて、証券が発行されるまでの流れを示すと次のとおり。



慰労金国庫債券のとき

次の項目については上記の流れ図と異なる。

- ①～③請求書類の受理・審査 受取人(記名者)が必要な書類を独立行政法人平和祈念事業特別基金に提出
- ④認定通知書の交付
 代理受領のとき……総務省から独立行政法人平和祈念事業特別基金に交付
 直接交付のとき……総務省から(独立行政法人平和祈念事業特別基金経由)受取人(記名者)に交付
- ⑧交付通知書の交付
 代理受領のとき……関東財務局から独立行政法人平和祈念事業特別基金に交付
 直接交付のとき……財務局等から受取人(記名者)に交付

- 代理受領者（直接交付の場合には、記名者。以下2.において「代理受領者等」という。）への窓口における証券の交付以外の記名国債証券交付事務（印鑑票または氏名等届出書への証券番号の記載、支払場所への印鑑票または氏名等届出書の送付、代理受領者等への郵送による証券の交付等）については、事務集中センター等において行うことができる。この場合、次の点に留意する。
 - * 事務集中センター等が交付取扱店にかかる代理店引受金融機関と別法人である場合には、事務集中センター等における記名国債証券交付事務の開始日までに、「日本銀行代理店等事務の外部委託に関する報告書」（「日本銀行代理店等委嘱先が代理店等事務の一部を外部委託する場合の運用基準」別紙1）を当該代理店引受金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店に提出する。
 - * 業務局、代理受領者等および財務局（事務所）との証券および印鑑票または氏名等届出書その他の関係書類の授受において、送付書・受領書等における送付先・送付元には、代理店名を表示する。なお、当該授受に使用する封筒については、金融機関名を表示のうえ、代理店毎に作成した書類を一括して封入しても差支えない。